

平成21年2月定例県議会提出予定案件 (当初分)

(議決案件)

【制定条例】

1 関係法令の改廃等に伴う条例の整理及び適用対象の消滅による条例の廃止に関する条例制定の件

関係法令の改廃等に伴いその内容を改める必要がある条例について一部改正を行うとともに、既に失効している条例を廃止する。

1 条項ずれの整理

- ・建築士法第10条第2項による参考人に対する費用弁償条例
- ・山梨県立甲陽学園設置条例 ほか7条例

2 用語の整理等

- ・山梨県職員の育児休業等に関する条例
- ・山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例 ほか3条例

3 条例の廃止

- ・山梨県高度技術工業開発地域における県税の特別措置に関する条例
- ・山梨県特定事業集積促進地域における県税の特別措置に関する条例

<公布の日から施行>

2 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例制定の件

県立梨の実寮、県立あさひワークホーム及び県立あけぼの医療福祉センター成人寮について、障害者自立支援法の適用を受ける障害者支援施設へ移行する。

<平成21年4月1日から施行>

3 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例制定の件

地方独立行政法人法の規定に基づき、中期目標等の策定に関する審議や法人化後の業務実績の評価等を行う地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

- ・要件 医療又は経営に関し学識経験のある者
- ・定数 5人以内
- ・任期 2年

<平成21年4月1日から施行>

【改正条例】

4 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

知事の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務について、所要の改正を行う。

- ・ 19 法令に関する事務について処理する市町村を拡大

(認可外保育施設の開設・変更等の届出の受理等の事務、未熟児の保護者に対する訪問指導等の事務など)

<平成21年4月1日から施行>

5 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務について、所要の改正を行う。

- ・ 埋蔵文化財の保護のため行う工事立会、慎重工事等の実施に係る指示等の事務を処理する市町村に富士吉田市を追加
- ・ 県指定の史跡、名勝、天然記念物の現状変更等に係る許可等の事務を処理する市町村に身延町を追加

<平成21年4月1日から施行>

6 山梨県特定非営利活動促進法施行条例中改正の件

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の社員総会における表決権の行使の手段として、電子メールやインターネットの使用、磁気ディスク等の交付を定める。

<公布の日から施行>

7 山梨県職員定数条例中改正の件

警察活動の強化を図るため、警察職員の定数を改正する。

警察官の定数	1, 610人	→	1, 620人 (+10人)
その他の職員	311人	→	311人 (改正なし)
計	1, 921人	→	1, 931人 (+10人)

<平成21年4月1日から施行>

8 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行にかんがみ、職員が裁判員に選任され裁判所へ出頭する場合を特別休暇の対象に加える。

<平成21年5月21日から施行>

9 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

(内容は8と同趣旨)

10 山梨県手数料条例中改正の件

教育職員免許法等の一部改正等により、教育職員の免許状の更新手数料等について所要の改正を行う。

- 1 教育職員免許法の一部改正関係
 - ・免許状の有効期間更新手数料 (新設) 3,300円
 - ・免許状更新講習手数料 (新設) 1時間につき 1,000円など
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係
 - ・二級建築士等の試験手数料 15,100円 → 16,900円
- 3 介護支援専門員再研修手数料等
 - ・介護支援専門員再研修手数料 (新設) 15,000円
 - ・介護支援専門員更新研修手数料
 - (実務非従事者) 10,000円 → 15,000円
 - (実務経験者) 10,000円 → 10,000円
- 4 介護サービス情報調査手数料 (施設系) 31,000円 → 24,000円
(居宅系) 31,000円 → 20,000円

<平成21年4月1日から施行>

11 山梨県火薬類取締法関係手数料条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、火薬類保安責任者試験手数料について所要の改正を行う。

12,000円 → 17,000円

<平成21年4月1日から施行>

12 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料等について所要の改正を行う。

- 1 高圧ガス製造保安責任者試験手数料
 - ・乙種化学責任者
10,000円(9,500円) → 9,000円(8,500円)
 - ・第二種冷凍機械責任者
10,000円(9,500円) → 9,000円(8,500円)など
- 2 高圧ガス販売主任者試験手数料
 - ・第一種販売主任者
8,500円(8,000円) → 7,600円(7,100円)
 - ・第二種販売主任者
6,700円(6,200円) → 6,000円(5,500円)

※ () 内は、インターネットで受験願書を提出した場合の金額

<平成21年4月1日から施行>

13 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガス設備士試験手数料について所要の改正を行う。

23,000円(22,500円) → 20,700円(20,200円)

※()内は、インターネットで受験願書を提出した場合の金額

<平成21年4月1日から施行>

14 山梨県薬事法関係手数料条例中改正の件

薬事法等の一部改正に伴い、医薬品の販売先等変更許可申請手数料等を廃止する。

(廃止する手数料)

- ・ 医薬品の販売先等変更許可申請手数料
- ・ 医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料
- ・ 医薬品の販売先等変更許可証再交付手数料

<平成21年6月1日から施行>

15 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、技能検定試験手数料について所要の改正を行う。

(現行)	1	2及び3に掲げる職種以外の職種	15,700円
	2	機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
	3	和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作等	11,500円
		↓	↓
(改正後)		全職種	16,500円

<平成21年4月1日から施行>

16 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

道路交通法等の一部改正に伴い、記憶力及び判断力に関する認知機能検査手数料等について所要の改正を行う。

- | | | | |
|---|--------------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 認知機能検査手数料(75歳以上) | (新設) 0.5時間 | 650円 |
| 2 | 高齢者講習手数料 | | |
| | ・ 第一種運転免許又は第二種運転免許 | | |
| | 75歳以上 | 3時間 | 6,150円 → 2.5時間 5,350円 |
| | 70歳~74歳 | 3時間 | 6,150円 → 3時間 5,800円 |
| | ・ 小型特殊自動車免許 | 2時間 | 3,000円 → 1.5時間 2,350円 |
| 3 | 認知機能検査員講習手数料 | (新設) 30分につき | 350円 |
| 4 | 自動車運転代行業認定申請手数料 | 16,000円 → | 13,000円 |

<平成21年4月1日から施行する。ただし1及び2については、平成21年6月1日から

施行>

17 山梨県県民会館設置及び管理条例中改正の件

県庁舎の耐震化等の整備に伴い、解体する県民情報プラザに設置された展覧会場を廃止する。

<平成21年4月1日から施行>

18 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件

国の制度改正に伴い、修学資金の貸与額、返還期間等について所要の改正を行う。

- | | |
|----------|--|
| 1 貸与額 | 月額 36,000円 → 月額 50,000円 |
| | 入学準備金 (新設) 200,000円 |
| | 就職準備金 (新設) 200,000円 |
| 2 返還期間 | 貸付を受けた期間に相当する期間内 |
| | ↓ |
| | 貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内 |
| 3 返還免除要件 | 養成施設卒業後1年以内に県内において介護福祉士等として従事し、かつ、7年以上従事 |
| | ↓ |
| | 養成施設卒業後1年以内に県内において介護福祉士等として従事し、かつ、5年以上従事 |

<平成21年4月1日から施行>

19 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例中改正の件

県立育精福祉センターについて、障害者自立支援法の適用を受ける障害者支援施設へ移行する。

<平成21年4月1日から施行>

20 山梨県工業技術センター諸収入条例中改正の件

新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額について定める。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1 新たに導入した機器に係る使用料について設定 | |
| 精密級ダブルブリッジ | 1時間につき 240円 ほか20件 |
| 2 新たに導入した機器を用いた試験等に係る手数料について設定 | |
| 微小押し込み硬さ試験 | 1件あたり 3,410円 ほか 7件 |

<平成21年4月1日から施行>

21 山梨県景観条例中改正の件

景観法に基づく市町村の景観計画の策定が予定されていることを踏まえ、大規模建築物等に係る届出の適用範囲について所要の改正を行う。

- ・大規模建築物等の届出義務等の適用除外区域に、景観計画区域を加える。

<公布の日から施行>

22 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例中改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、狩猟免許申請手数料等について所要の改正を行う。

1 狩猟免許申請手数料

- ・狩猟免許試験の一部免除者 4,000円 → 3,900円
- ・その他の者 5,300円 → 5,200円

2 狩猟免許更新申請手数料 2,900円 → 2,800円

3 狩猟者登録手数料 1,900円 → 1,800円 など

<平成21年4月16日から施行>

23 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

県営住宅等の共同施設として駐車場を設置するため、駐車場の管理について所要の改正を行う。

- ・駐車場の使用者は、賃貸借契約を締結し、使用料の3月分に相当する保証金を納付する。
- ・駐車場の使用料は、駐車場に係る償却費、修繕費、管理事務費及び地代並びに近傍同種の駐車場の使用料を勘案して知事が定める。
- ・駐車場の管理については、公営住宅法に基づく管理委託を受けた者又は指定管理者が行う。

など

<公布の日から起算して一年を超えない範囲において規則で定める日から施行>

【廃止条例】

24 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例廃止等の件

農業大学校の再編の完了に伴い、山梨県立農業大学校を廃止するとともに、専門学校山梨県立農業大学校の位置について所要の改正を行う。

1 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の廃止

2 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例の規定中、学校の位置を次のとおり改める。

北杜市及び甲斐市 → 北杜市
＜平成21年4月1日から施行＞

- 25 平成21年度山梨県一般会計予算
- 26 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 27 平成21年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 28 平成21年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 29 平成21年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
- 30 平成21年度山梨県農業改良資金特別会計予算
- 31 平成21年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 32 平成21年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 33 平成21年度山梨県集中管理特別会計予算
- 34 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
- 35 平成21年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 36 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
- 37 平成21年度山梨県公債管理特別会計予算
- 38 平成21年度山梨県営電気事業会計予算
- 39 平成21年度山梨県営温泉事業会計予算
- 40 平成21年度山梨県営地域振興事業会計予算
- 41 平成21年度山梨県営病院事業会計予算

42 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

協議会への「岡山市」の加入に伴う変更

43 包括外部監査契約締結の件

契約の始期 平成21年4月1日（1年間）

契約の金額 17,500千円を上限とする額

契約の相手方 住所 甲府市上曾根町368番地

氏名 古屋 俊一郎

資格 公認会計士・税理士

44 国土利用計画（山梨県計画）を定める件

第四次計画の策定（国土利用計画法第7条第3項）

・目標年次 平成29年（基準年次 平成17年）

45 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

平成21年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

・農村地域活性化農道整備事業（畑地帯総合整備事業関連） 25 / 100以内

・農村地域活性化農道整備事業（中山間地域総合整備事業関連） 15 / 100以内
など

46 林道事業施行に伴う市町村負担の件

平成21年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

・国庫補助森林居住環境整備事業 森林基幹道（生活関連林道） 1 / 10

・県単独林道特別舗装事業 10 / 100以内

47 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

平成21年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

・急傾斜地崩壊対策事業 2 / 10以内

48 地方独立行政法人山梨県立病院機構の定款を定める件

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構の定款を定める。